

東京ビジネスフロンティア SPORTEC 出展規約

1. 基本条件

- (1) 出展者は、展示会主催者が定める出展規約を順守し、出展申込 Web フォーム(以下、「出展申込書」とする)に記載した内容を出展するものとします。
- (2) 東京ビジネスフロンティア事務局(以下、事務局という。)は、出展申込書記載内容が本展示会の趣旨に合致しない場合、申込者に対し、出展をお断りする場合があります。
- (3) 出展者は、出展申込書記載内容のうち、企業の概要、出展する製品・サービス等に関する内容について事務局がパンフレット、ホームページ等に記載する事に同意するものとします。
- (4) 出展者は、事務局が会期中及び会期後に実施する「出展者アンケート」「取引状況アンケート」等を必ず提出するものとします。
- (5) 出展小間は、1 企業・1 団体につき 1 小間までとします。ただし、事務局が適当であると判断した場合、複数小間利用を認める場合があります。

2. 出展料の請求

- (1) 事務局が出展申込書を受け取り、審査の後、出展を承認した場合、事務局より請求書を発行します。
- (2) 出展料は 1 小間あたり通常枠 85,000 円(税込)が出展料の請求額となります。
- (3) 申込者は、出展料の請求額を 2020 年 4 月 30 日(金)までに指定の口座にお振り込みください。
- (4) 振込手数料については、申込者が負担するものとします。
- (5) 支払期限までに、出展料のお支払いが確認できない場合、出展の意思なしと見なし、出展承認を取り消させていただきます。

3. 出展同意

事務局は期限までの出展料の振り込みの確認をもって、申込者の正式な出展同意と見なします。

4. 出展同意後の取り止め

- (1) 出展同意後に、出展料の返金はいたしません。
- (2) 出展同意後に申込者都合による取り止めをする場合、申込者はその旨を事務局宛に書面で通知してください。書面による通知の受理をもって、出展取り止めと見なします。
- (3) 前項の場合も、出展料全額をキャンセル料として返金はいたしませんので、あらかじめご承知おください。ただし、天災等、事務局がやむを得ない事由と認める場合は返金する場合があります。

5. 出展小間の決定

- (1) 出展小間位置については事務局にて決定いたします。
- (2) 展示効果向上の為、事務局で図面及び小間位置の変更を行う場合があります。
- (3) 前項による変更を行った場合においても、出展者は変更に対する賠償請求を行えないものとします。

6. 小間の転貸等の禁止

- (1) 出展者は、小間の全部又は一部を第三者に転貸、売買、交換又は譲渡することはできません。
- (2) 前項の事実が判明した場合、出展を中止し展示物の撤去を求めます。出展者により撤去されない場合、事務局が撤去し、後日、出展者に費用を請求します。その場合においても出展料の返還や賠償請求は行えないものとします。

7. 共同出展の取扱い

- (1) 1 社以上の企業・団体等が共同で出展する場合、1 社が代表として申込を行い、同時に共同出展者の情報等を事務局に通知するものとします。
- (2) 事務局に申請なく又は事務局への通知と異なる企業が共同出展している事が判明した場合、出展を中止し展示物の撤去を求められます。出展者により撤去されない場合、事務局が撤去し、後日、出展者に費用を請求します。その場合においても出展料の返還や賠償請求は行えないものとします。

8. 即売の禁止

- (1) 現金等と引き換えに出展物等又はその他製品・サービス等を提供することを禁止します。
- (2) 前項の事実が判明した場合に、事務局からの即時中止警告に直ちに従わなかった時は、出展を中止し展示物等の撤去を求めます。出展者により撤去されない場合、出展者の費用により事務局が

撤去し、事務局が撤去し、後日、出展者に費用を請求します。その場合においても出展料の返還や賠償請求は行えないものとします。

9. 出展物等の設営及び撤去

- (1) 出展者は、後日事務局より通知された時間内に、事務局が定める条件を順守し、出展物等の会場への搬入及び設営を行うものとします。
- (2) 出展者は、小間内に出展物等の設営を、会期前日の午後 18 時まで完了させるものとします。
- (3) 出展者が前項の時刻までに自社の小間を占有しなければ、事務局は当該出展者が出展を取り止めたものとみなし、以降は当該小間を事務局が使用する権利を有するものとします。その場合においても出展料の返還は行えないものとします。
- (4) 出展者は、会期中の出展物等の搬出、移動又は搬入の際、必ず事務局の承認を得た後に作業を行うものとします。
- (5) 出展者は、小間内に出展物又は装飾等を、後日事務局より通知される時間内に撤去するものとします。指定された時刻までに撤去されない物については、事務局が撤去し、後日、出展者に費用を請求します。

10. 展示場の使用

- (1) 実演又は他の宣伝活動は、すべて自社出展小間内、若しくは事務局に認められた場所で行うものとします。
- (2) 出展者は、実演又は宣伝活動のために、小間近くの通路が混雑し、他の出展者の宣伝活動を妨害する事がないように責任を持つものとします。
- (3) 出展者は、他の小間に隣接している場所では、隣接する小間の妨害となるような小間の設営を行う事はできません。
- (4) 事務局は、隣接の小間の出展者から苦情が出た場合で、事務局が展示会運営上の立場から小間の変更が必要であると判断した場合、当該小間の出展者は、その変更の求めに応じるものとします。
- (5) 事務局は、出展に係る音・操作・材料その他の理由から問題があると思われる展示物又は、展示会の目的と両立しない展示物、その他展示会運営上の立場から問題があると判断した場合には、該当する人・物・行為・印刷物等について制限、禁止又は撤去する権利を有するものとします。なお、その際の撤去は、出展者の責任により行うものとします。ただし、出展者が撤去を怠った場合、事務局が撤去し、後日、出展者に費用を請求します。
- (6) 事務局は、前項による制限、禁止又は撤去により当該出展者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

11. 事務局の管理と免責

- (1) 事務局は、会場の安全管理について事故防止等、最善の注意を払うものとなりますが、出展物の管理及び保全については、各出展者の責任のもと行ってください。
- (2) 事務局は、天災、その他やむを得ない事由、他の出展者の行為に起因する事由又はその他事務局に直接起因しない事由により生じた出展者及びその関係者の損失又は損害について、一切の責任を負わないものとします。

12. 損害賠償

出展者は、自己又はその関係者の不注意その他によって生じた展示会場設備、展示会場の建造物又は人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

13. 展示会の中止

- (1) 事務局は、展示会が開催される土地建物が事務局の責めによらない事由により入場に不適当となったと判断した場合又は第三者により開催が妨害された場合には、事務局の判断により会期を変更又は開催を中止することがあります。
- (2) 事務局は、前項により生じた損失又は損害について、一切の責任を負わないものとします。

14. 規約の遵守

出展者は、出展の申込をもって、主催者の定める出展規程並びに事務局が定める出展規約を遵守することに同意するものとします。